



新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小事業者の皆さんへ

事業用家屋や償却資産の固定資産税を軽減します

▶問い合わせ 税務課 ☎73-3006

新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい経営環境に直面している中小事業者などに対して、事業用家屋・償却資産に係る固定資産税を軽減します。

軽減対象
事業用家屋※および設備などの償却資産に対する固定資産税（土地は軽減の対象外）

※居室の一部を事業用として使用している場合は、その事業専用割合に応じて適用となります。ただし、居室として住宅用地の特例措置により、土地に係る固定資産税の減額が適用されている場合は、事業専用割合によって土地の税額が変更となる場合があります。

軽減年度
令和3年度課税分

※令和3年1月1日時点で所有している事業用家屋および設備などの償却資産が軽減の対象となります。

軽減割合
令和2年2月から10月までの任意の連続する3カ月間の事業収入が、前年同期と比べて

① 30%以上50%未満
減少している場合……2分の1

② 50%以上減少している場合……全額

申請受付期間
令和3年1月4日（月）～
2月1日（月）

提出書類

① 申告書（認定経営革新等支援機関などに確認を受けたもの）

② 認定経営革新等支援機関などに提出した書類一式（コピー可）

③ 償却資産申告書（償却資産を所有している人）

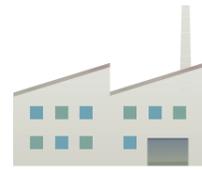
特例の対象となる資産一覧を提出したことになりす。

※申告書は、市ホームページから両面印刷して使用してください。

※制度や申請書の記入方法の詳細については、市ホームページまたは12月上旬に送付する償却資産申告書に同封の説明チラシをご覧ください。

※新型コロナウイルス感染症予防のため、郵送またはeLTAx※1での申請にご協力ください。

※1 eLTAx……地方税ポータルシステム
の呼称で、地方税における手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステム



償却資産の申告は令和3年2月1日（月）まで

▶問い合わせ 税務課 ☎73-3006

《 償却資産の例 》

種類	具体例
構築物	舗装路面、緑化施設などの外構工事、屋上看板、橋、庭園、サイロ、外灯、受変電設備、LAN配線、壁面サイン工事、賃借人による内装など
機械および装置	旋盤などの工作機械、パワーショベルなどの土木建設機械、太陽光発電システムなど
船舶	漁船、フェリー、貨物船、油そう船、モーターボート、ヨットなど
航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
車両および運搬具	大型特殊自動車、構内運搬車、貨車、客車など
工具、器具および備品	OA機器、机、ルームエアコン、金型、医療用機器、自動販売機、立看板、パチンコ台、無人駐車料金徴収装置、漁具、貸植木など

償却資産とは、個人または法人で工場や商店を営んでいる人や農業をしている人が、その事業のために用いる構築物、機械、装置、工具、器具・備品などのことです。太陽光発電設備も償却資産に該当し、住宅用であっても出力10kW以上の場合は申告の対象です。自動車税の対象となるものや、特許権などの無形減価償却資産は対象となりません。

償却資産を所有している人は、令和3

年2月1日（月）までに、令和3年1月1日現在の状況を申告してください。昨年申告した人には、12月上旬に申告書を送付しますので、変更の有無を申告してください。12月中にお手元に届かない人や、令和2年1月2日以降に新たに償却資産を取得した人（事業を始めた人）には申告書を送付しますので、税務課にご連絡ください。



税務署での確定申告会場についてのお知らせ

▶問い合わせ 税務課 ☎73-3006
観音寺税務署 ☎25-2191

開設期間
令和3年2月16日（火）～
3月15日（月）

※土日、祝日を除く

※期間より前は、確定申告会場を設置しておりませんのでご注意ください。ただし、作成済みの申告書などの提出は受け付けておりません。

受付時間
午前8時30分～午後4時
（相談開始は午前9時から）

※会場の混雑状況により、午後4時前であっても受け付けを終了する場合があります。

感染症対策について
期間中、会場内の混雑を回避するため入場制限を実施する場合があります。後日の来場をお願いすることがあります。

※自宅で申告書が作成できる国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をぜひご利用ください。なお、スマートフォンでも所得税の確定申告書が作成できます。

国税庁 確定申告書等作成コーナー [検索](#)



原付や小型特殊自動車（農耕用含む）にナンバープレートは付いていますか

▶問い合わせ 税務課 ☎73-3006

軽自動車税は、原動機付自転車、農耕用を含む小型特殊自動車、三輪または四輪の軽自動車、二輪の小型自動車を所有している事実に対して所有者に課税され、納税義務が生じます。

原動機付自転車・小型特殊自動車を所有する人

ナンバープレートは、課税対象であることを示す課税標識を兼ねています。公道を走行しなくても、車両への附着義務があり、標識の返納（廃車）は、「廃棄」「譲渡」「転出」「盗難・紛失」の場合に限り、受け付けられます。ナンバープレートが付いていない原付・農耕用を含む小型特殊自動車などを持っている人は、必ず、税務課または各支所で標識交付申請手続きを行ってください。標識がないまま車両を所有している期間については、さかのぼって課税される場合があります。

乗用の田植機、コンバインおよびトラクターなど（農耕用小型特殊自動車）も、使用の有無や、道路を走行するしないにかかわらず、所有している人は、市へ登録することが義務付けられています。

